

令和 8 年 第 2 回
かつらぎ町議会定例会（9 月会議）
報 告

令和 8 年度健全化判断比率（令和 7 年度決算）について

令和 8 年度資金不足比率（令和 7 年度決算）について

令和 8 年 8 月 2 7 日提出

1	令和 8 年度健全化判断比率（令和 7 年度決算）について……………	1
2	令和 8 年度資金不足比率（令和 7 年度決算）について……………	4

令和８年度健全化判断比率（令和７年度決算）について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成１９年法律第９４号）第３条第１項の規定により、令和８年度健全化判断比率を別紙のとおり監査委員の意見書（写）を付して報告する。

令和８年８月２７日提出

かつらぎ町長 中 阪 雅 則

令和 8 年度健全化判断比率（令和 7 年度決算）

（単位：％）

区 分	健全化判断比率	早期健全化基準	財政再生基準
実 質 赤 字 比 率	—	14.18	20.0
連結実質赤字比率	—	19.18	30.0
実 質 公 債 費 比 率	8.4	25.0	35.0
将 来 負 担 比 率	10.2	350.0	

(写)
R 0 8 か 監 第 1 1 号
令和 8 年 8 月 7 日

かつらぎ町長 中阪 雅則 様

かつらぎ町監査委員
溝 北 好 一
松 岡 宏 行

令和 8 年度（令和 7 年度決算）かつらぎ町財政健全化審査意見書

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成 1 9 年法律第 9 4 号）第 3 条第 1 項の規定により、審査に付された健全化判断比率について審査した結果、次のとおり意見を付して提出します。

1 審査の概要

この財政健全化審査は、町長から提出された健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として実施した。

2 審査の結果

審査に付された下記の健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められる。

記

令和 8 年度健全化判断比率

(単位：%)

区 分	健全化判断比率	早期健全化基準	財政再生基準
実 質 赤 字 比 率	—	14. 18	20. 00
連結実質赤字比率	—	19. 18	30. 00
実質公債費比率	8. 4	25. 0	35. 0
将 来 負 担 比 率	10. 2	350. 0	

令和８年度資金不足比率（令和７年度決算）について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成１９年法律第９４号）第２２条第１項の規定により、令和８年度資金不足比率を別紙のとおり監査委員の意見書（写）を付して報告する。

令和８年８月２７日提出

かつらぎ町長 中 阪 雅 則

令和 8 年度資金不足比率（令和 7 年度決算）

（単位：％）

区 分	資金不足比率	経営健全化基準
かつらぎ町水道事業会計	—	20.0
かつらぎ町下水道事業会計	—	

(写)
R 0 8 か監第 1 2 号
令和 8 年 8 月 7 日

かつらぎ町長 中阪 雅則 様

かつらぎ町監査委員
溝 北 好 一
松 岡 宏 行

令和 8 年度（令和 7 年度決算）かつらぎ町経営健全化審査意見書

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成 1 9 年法律第 9 4 号）第 2 条第 1 項の規定により、審査に付された資金不足比率について審査した結果、次のとおり意見を付して提出します。

1 審査の概要

この経営健全化審査は、町長から提出された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として実施した。

2 審査の結果

審査に付された下記の資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められる。

記

令和 8 年度資金不足比率

(単位：%)

区 分	資金不足比率	経営健全化基準
かつらぎ町水道事業会計	—	20.0
かつらぎ町下水道事業会計	—	